

令和5(2023)年度栃木県環境審議会第2回土砂条例部会  
議事録

令和6(2024)年2月2日(金)

栃木県環境森林部資源循環推進課

## 1 日時

令和6(2024)年2月2日(金) 10時00分から11時00分まで

## 2 場所

栃木県庁本館9階会議室3

## 3 出席者

### 【委員】

[審議会委員] 佐藤剛史、篠崎清、南木好樹、横尾昇剛(部会長)

[専門委員] 海野寿康、清木隆文(Web参加)、橋本賢二郎

### 【県】

資源循環推進課長 ほか

## 4 挨拶(資源循環推進課長)

まず、本年1月1日に発生した令和6年能登半島地震により被災された方々にお見舞いを申し上げますとともに、災害復旧に向けて尽力されている多くの皆様に敬意を表したい。栃木県も現地に職員を派遣し、石川県穴水町を中心に避難所の運営支援や罹災証明の発行等の支援を行っている。被災地の1日も早い復旧に向けて、今後も積極的に支援を行っていく。

さて、本日の部会では、来月開催予定の栃木県環境審議会において本部会の報告書として報告する内容について審議を賜る。この報告書については、栃木県環境審議会です承を得られたら、そのまま知事への答申書となる予定である。

今回が最後の対面での御審議となるので、よろしくお願ひしたい。

## 5 議事録署名人の指名

横尾部会長が、議事録署名人に南木委員及び海野委員を指名した。

## 6 議題

### ・栃木県環境審議会土砂条例部会報告書(案)について

資料に基づき事務局から説明を行ったのち、質疑応答及び意見交換を行った。

### 【横尾部会長】

報告書(案)の「2 調査審議」から順に内容を確認していくこととする。

その前に、細かい指摘になるが、報告書の表には通し番号や標題は記載しないのか。県の報告書としてのルールがあるならそれでよいが。

### 【事務局】

今回はそれぞれ「参考」として掲載したものを。御指摘を踏まえて修正する。

## ○2 (1) 盛土規制法を踏まえた県土砂条例の見直しについて

委員から意見等なし

## ○2 (2) 無許可土砂等たい積の状況を踏まえた県土砂条例における規制の検討について

### 【橋本委員】

結論には異論なく賛成である。

ただ、第3段落の書き方が、舌足らずというか、第1文を「このため」と受けて次の文章が始まっているが、この間にもう少し記載を付け加えて欲しい。「国も建設発生土や建設汚泥を含む建設副産物の再資源化を推進している。」に続けて「そのような観点からは、改良土とか、水素イオン濃度とか、県外土砂であることのみをもって規制するとすれば、利用の推進を阻害することになる」。それだから「土砂等の再利用や流通を過度に妨げることがないように配慮が必要」となるのだろう。我々は前回の議論に参加しているから話の内容はわかるが、初見では「このため」とされてもわからないと思う。また、この表こそ参考ではなく、正にこうした判断から規制しないことが妥当なんだということを明確にしたほうがよい。

今後、知事からの答申を受けて、条例の改正の手続としてパブリック・コメントを実施していくことになると思うが、この記載では十分に意図が伝わらないように思われる。

### 【事務局】

改めて見直してみると、土砂条例を理解していることを前提にした表現であると思われる。御指摘を踏まえて修正する。

### 【橋本委員】

改良土等であることだけで規制すると、土砂の再利用等を阻害しかねない。土砂条例は3,000㎡以上の埋立て等の実態があって初めて規制するものであり、改良土であることだけで規制することはおかしい、そういった記載を追加していただきたい。

### 【横尾部会長】

ごもっともな御指摘と思う。報告書に反映させることとしたい。

## ○2 (3) 補足意見

### 【南木委員】

今回、国の法律ができたので、条例は交代するというイメージでの見直しと思う。このとき、「土砂条例の規制は盛土規制法に移行する」とか、「盛土規制法の目標や規制等を土砂条例は推進する」とか、「土砂条例は盛土規制法の趣旨を追随していきます」などというように、法律に移行することが関係者にわかるようにして欲しい。報告書に「盛土規制法の強い浸透を図る」あるいは「盛土規制法を強力に推進する」といった項目を追加するなど、方法はいろいろある

と思うが、土砂条例が引いたという印象が伝わらないように表現を考えたほうがよい。

**【横尾部会長】**

御指摘のとおり、ぱっと見て話を聞くと、条例の規制が少し後退していくような印象を感じる方もいるかもしれない。御提案いただいたような表現を加えられたらよいと思う。

**【事務局】**

南木委員の御認識のとおり、土砂条例の規制は盛土規制法に移行していくという趣旨である。素っ気ない表現になっていて、うまく伝わっていない可能性があるかもしれない。誤ったメッセージとして伝わらないように、補足意見やまとめの表現を検討する。

**【南木委員】**

タイムリーな条例改正で県民の関心も高いものと思う。今回の見直しを機に、規制内容が薄くなったと誤って伝わることはないように、盛土規制法に移行していくということを明確に周知して欲しい。

**【事務局】**

御意見として承る。

**【橋本委員】**

最近、ネットで『埼玉県警が土砂条例違反で逮捕』というニュースを見た（\*）。

補足意見の一番目に「盛土規制法の執行に当たっても、県・市町の連携体制を含む執行体制を構築していく必要がある」とあるが、今回の埼玉県の事例は盛土規制法の施行前であることから、土砂条例違反で逮捕されたようである。今後、盛土規制法の執行体制の構築の中で、違反事例の取り締まりをどのようにしていくか、先ほど土砂条例の見直しで県が手を引くような印象があるという発言もあったが、違反事例の取り締まりを強化していくことを、法体制を構築していく話のひとつとして報告書に明記したほうがよい。

\*令和6年1月17日、さいたま市岩槻区の他人の土地に無許可で大量の土砂を捨てたとして、埼玉県警が不動産侵奪及びさいたま市土砂条例違反の容疑で2名を逮捕

**【事務局】**

実際の運用をどういった形で入れられるか検討する。しっかりやっていくということを盛り込むようにしたい。

**〇3 まとめ**

**【横尾部会長】**

リモート参加の清木委員、何か御質問など確認事項はあるか。

### 【清木委員】

本日の部会に先立ち、第1回部会での委員意見が報告書（案）にどのように反映されたか、事務局から説明していただいております、今のところ質問事項はない。

### 【横尾部会長】

今回の議論とは直接的に関係しないが、盛土規制法の運用開始と土砂条例の見直しに関するスケジュールはどのようなになっているか。

### 【事務局】

まず、盛土規制法について、旧法の経過措置が「令和7年5月まで」とされていることから、栃木県としてはこれをリミットとして規制区域を指定することとしているので、令和7年5月までには盛土規制法の規制が開始される見込みである。今回、御審議いただいている土砂条例の見直しについては、盛土規制法の規制開始に間に合うように、具体的には同じタイミングが想定されるが、見直しを図っていく。

### 【南木委員】

リミットが令和7年5月ということであれば、背水の陣で臨む意味でも、「県・市町の連携体制を含む執行体制の構築」についても、「令和7年5月を目途に執行体制の構築」というような意思表示を、難しいかもしれないが、明確に示したほうが読み手の側からするとわかりやすいと思う。国の法律だから県はやらざるを得ないが、国の方針に合わせてやっていきますよということを理解してもらうためにも、部会の報告書に入れたほうがよい。

### 【事務局】

運用開始に向けて準備を進めているところであり、記載について検討したい。

### 【横尾部会長】

環境審議会への報告書はどのような体裁になるか。環境審議会の委員が初めてこの報告書を見ると、いろいろ思うことがあるかと思う。

### 【事務局】

特に添付資料等に制限はないので、部会長と相談させていただく。

### 【横尾部会長】

それでは、委員の皆様から御発言もないようなので、今回御意見をいただいた部分を反映させて、部会の報告書としてお認めいただくということでよろしいか。

（委員から異議なし）

ありがとうございます。報告書については部会長と事務局で取りまとめさせていただき、私から環境審議会に報告させていただく。

## ○4 その他

### 【横尾部会長】

最後に、委員の皆様からひと言ずつお願いしたい。

### 【海野委員】

専門の土木工学の立場から、いろいろ意見させていただいた。

ところで、先日の新聞に、県が行政代執行をしたと報道されていたが、対象は土砂関係か。

### 【事務局】

資源循環推進課が実施したものであるが、対象は、不法投棄された有害物質を含む産業廃棄物である。

### 【橋本委員】

最初に事務局から話を聞いたときには、条例の規制が後退するかの印象を受けたので、県民の皆様には誤解がないように、今後もしっかりと規制していくということを発信して、安心を与えるようにしてほしい。

### 【清木委員】

土砂条例の規制から盛土規制法の規制に移行するに当たり、しっかりと、問題が起こらないような仕組み作りをお願いしたい。それから、委員の皆様から御意見があったように、県の部局と市町との連携を今後うまく浸透させていくということも今後大切と思われる。運用に当たり、よろしくをお願いしたい。

### 【南木委員】

国の法律で、実際に対応するのは地方だとよく言われる。基礎調査もたいへんだと思う。国も力を入れていると思うので、国の協力を、支援をしっかりと得られるように、予算も含めてですね、しっかり支援いただけるように、我々も応援しますが、ぜひ行政は強く連携していただければと思う。必ず国はだんだん弱くなります、今は意識も高いのですが、だんだん時間が経つと地方に任せきりになりますので。国と市町村との連携をよろしくをお願いします。

### 【篠崎委員】

法律などは苦手な分野でしたが、よい勉強をさせていただきました。

### 【佐藤委員】

栃木県の土砂条例も全国に先駆けて制定された話を聞いた。栃木県には問題に対して、よく対応する流れがあると思われ、おそらく、今回の土砂条例の見直しについても、他県の参考になる条例の改正案になると思われる。いろいろなことについて地域と地域で話ができると、連携も活発になると思う。

**【横尾部会長】**

以上で審議を終わるが、専門委員の皆様には、専門的な立場から御助言等をいただき感謝申し上げます。

県には、県民の皆様の安心安全に繋がるように、条例の見直しを進めていただきたい。

それでは、進行を事務局にお返しする。

**【事務局】**

昨年11月から2回に渡って御議論を賜り、感謝申し上げます。我々の見落としがあったところに貴重な御意見をいただき、本当にありがたいと感じている。本日の議論を踏まえ、報告書を取りまとめさせていただき、来月の栃木県環境審議会では、部会を代表して横尾部会長から御報告をいただく。それらをもって、我々は執行部として、次のステップへと検討を進めていきたい。今回に限らず、今後も引き続き御意見を賜ることもあると思うので、よろしくお願いしたい。

以上をもって、土砂条例部会における審議を終了とします。